

学力向上拠点形成事業実施要項
(確かな学力育成のための実践研究事業)

岐阜県教育委員会
平成17年4月

1 趣旨

県教育委員会は、「確かな学力育成のための実践研究推進地区」(以下、「推進地区」という。)との連携・協力の下、地域の実情や課題に即した「確かな学力」の育成のための実践研究を実施し、その成果の普及を図ることにより、岐阜県教育の質の向上に資する。

2 指定期間

指定期間は、原則として平成17年度から平成19年度までの3年間とする。

3 事業の指定

- (1) 本事業の実施を希望する市町村教育委員会は、「実施計画書」及び「所要経費の積算内訳」を作成し、所定の期日までに県教育委員会学校支援課長あて提出するものとする。
- (2) 県教育委員会は、本事業の実施を希望する市町村教育委員会(以下、「関係市町村教育委員会」という。)から提出された「実施計画書」に基づき、複数の「確かな学力育成のための実践研究推進地区」(以下、「推進地区」という。市町村教育委員会を想定)を指定するとともに、関係市町村教育委員会は、推進地区内の小学校及び中学校の中から複数の学校を「確かな学力育成のための実践研究推進校」(以下、「推進校」という。)として指定する。
(推進校は、原則として1推進地区当たり、小学校2校及び中学校1校あわせて3校程度とし、岐阜県として小学校10校及び中学校5校あわせて15校程度とする。)

4 事業の実施

- (1) 本事業においては、「1 趣旨」に基づき、学校及び教育委員会において、知識や技能に加え、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの「確かな学力」の向上を図るための方策について実践研究を行うものとする。
- (2) 県教育委員会においては、以下のことを行うものとする。
県の実情や課題に即した「学力向上推進計画」を策定し、推進地区及び推進校に対して、本事業の円滑な実施のために必要な指導・助言を行う。
成果発表会や研修会等の開催、実践事例集の作成、インターネットによる情報提供などの取組を必要に応じて実施することにより、推進地区や推進校の取組を支援し、教員の指導力の向上、研究情報の共有化及び研究の成果等の普及を図る。
本事業による実践研究の成果等の検証を行う。
- (3) 推進地区においては、県教育委員会における実施方針に基づき、以下のことを行うものとする。
推進校に対し、本事業の円滑な実施のために必要な指導・助言を行う。
成果発表会や研修会等の開催、実践事例集の作成、インターネットによる情報提供などの取組を必要に応じて実施することにより、推進校の取組を支援し、教員の指導力の向上、研究情報の共有化及び研究の成果の普及を図る。
本事業による実践研究の成果等の検証を行う。
- (4) 推進校においては、県教育委員会及び推進地区における実施方針に基づき、研究課題を設定し、「確かな学力」の向上のための実践研究を実施するものとする。
なお、研究課題の設定に当たっては、県教育委員会における学習状況調査や国立教育政策研究所で実施の「教育課程実施状況調査」の結果及び平成16年12月に公表された国際的な学力調査の結果等において課題とされた内容等を踏まえて行うよう努めるものとする。
(課題例)
学習習慣の定着や学習意欲の向上のための指導方法、教材等の工夫
思考力・判断力・表現力等の育成のための単元開発や指導方法、教材等の工夫
個に応じた指導のための単元開発や指導方法、教材等の工夫(少人数指導、習熟度別指導、補充的な学習、発展的な学習など)

小学校における教員の得意分野を生かした教科担任制の実施
学校外の様々な分野の人材や施設・団体等(大学(研究者、教員志望の学生等)、
NPOなど)との効果的な連携・協力による指導の充実
教育課程に関する自己点検・自己評価、カリキュラム・マネジメント 等

5 会議

- (1) 県教育委員会は、地域の実情や課題に即した「学力向上推進計画」を策定するとともに、本事業の円滑な実施のために必要な指導・助言、支援及び本事業による実践研究の成果等の検証を行うため、必要に応じ「学力向上推進協議会」を設けるものとする。
- (2) 県教育委員会は、本事業による実践研究の成果等を広く普及するために必要な情報提供体制を構築するため、必要に応じ「情報提供体制検討委員会」を設けるものとする。
- (3) 学力向上推進協議会及び情報提供体制検討委員会(以下、「推進協議会等」という。)は、学校教育関係者のほか、大学関係者、社会教育関係者、保護者、民間企業やNPOなど事業の円滑な実施のために必要な者をもって構成するものとする。
- (4) 県教育委員会は、推進地区における本事業の適切な運営に資するため、関係者(関係教育振興事務所、関係市町村教育委員会)の参加を得て必要に応じ「連絡協議会」を開催する。

6 実績報告書等

- (1) 推進地区及び推進校は、第1年次及び第2年次の終わりに中間報告書、第2年次及び第3年次の初めに実施計画書、事業の終了時に実績報告書、各年度の終了時に経費に関する報告書を提出するものとする。
- (2) 実績報告書等の様式その他必要な事項については、県教育委員会から別途連絡する。
- (3) 実績報告書については、県教育委員会及び文部科学省においてその集録を編集し、書籍及びインターネットその他の媒体により公表することができるものとする。

7 経費

- (1) 各年度ごとに予算の範囲内で、この事業の実施に必要な経費を支出する。
- (2) 経費は都道府県が行う国の会計事務として支出する。

8 その他

- (1) 県教育委員会は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について実態調査(推進校訪問など)を行う。
- (2) この要項に定めのない事項で事業の実施に必要な事項は、必要に応じ、県教育委員会が別に指示する。